

議案第 8 号

横須賀市教育委員会傍聴人規則中改正について

横須賀市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 6 日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

横須賀市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

横須賀市教育委員会傍聴人規則（昭和27年横須賀市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第7号を次のように改める。

- (7) 電子機器等については、会議等の傍聴以外の目的で使用せず、かつ、音、光等を発しない措置を講じて、会議等を妨げるような使用をしないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

傍聴者の電子機器等の使用について、会議の傍聴目的での使用ができるよう、この規則を改正する。

第5条 傍聴人は静粛を旨とし、かつ、次の事項を守らなければならない。

- (1) 異様な服装をしないこと。
- (2) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由によりあらかじめ教育長の許可を得たときは、この限りでない。
- (3) 議事に対し、批評を加え又は可否を表明しないこと。
- (4) 喧騒にわたり、会議を妨害しないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。ただし、あらかじめ教育長の許可を得たときは、この限りでない。
- (7) ~~携帯電話等については、使用できないよう電源を切ること。~~
- (8) 他人に迷惑をかけ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

(7) 電子機器等については、会議等の傍聴以外の目的で使用せず、かつ、音、光等を発しない措置を講じて、会議等を妨げるような使用をしないこと。